

## **第7章**

### **障がい児通所支援における体制の整備**



## 第7章 障がい児通所支援における体制の整備

### 1 施設・事業体系の見直し

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法及び児童福祉法が改正され、平成24年4月から施行されます。その際、障がいのある児童に対する支援については、現行の制度を見直し、障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」が児童福祉法に基づく「障がい児通所支援」として位置づけられ、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」として実施するなど、障がいのある児童に対する支援が強化されます。

#### (1) 児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実

重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障がい種別などに分かれている施設体系について、障がい児通所支援及び障がい児入所支援として各々一元化します。

在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とします（入所施設の実施主体は、引き続き都道府県）。

#### (2) 放課後等デイサービス事業・保育所等訪問支援の創設

「放課後等デイサービス事業」は、学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学する障がいのある児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに放課後などの居場所づくりを推進する事業です。

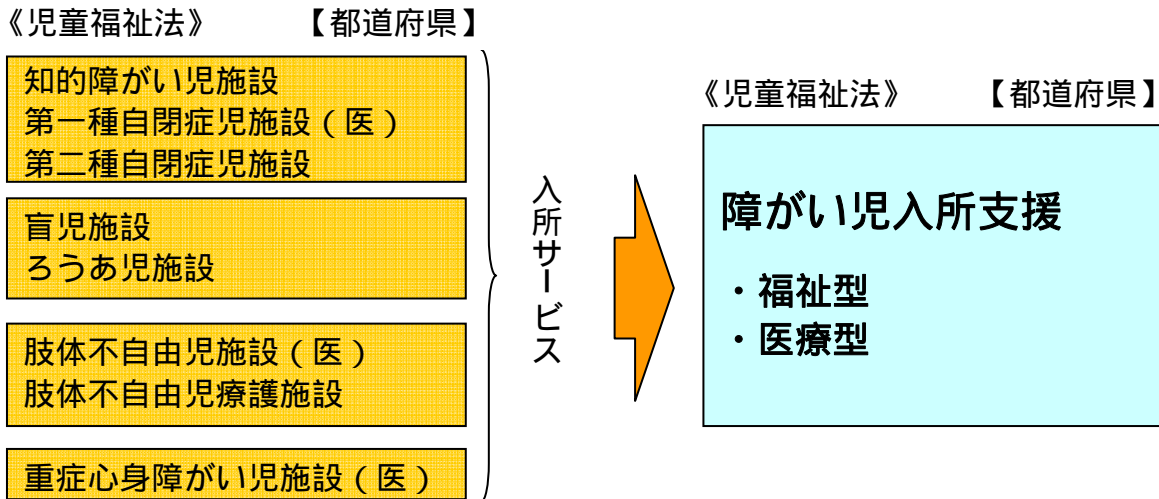
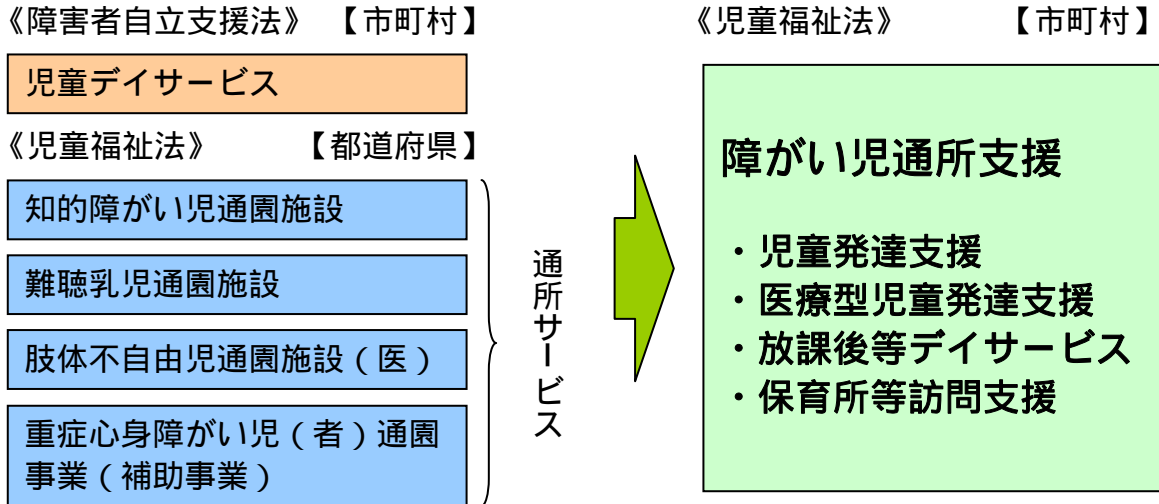
「保育所等訪問支援」は、保育所や幼稚園などに通う障がいのある児童に対して、集団生活への適応のため専門的な支援が必要な場合、訓練などを行う機会を提供します。

#### (3) 在園期間の延長措置の見直し

国では、18歳以上の入所者については、障がい者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直すこととされました。その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられないことのないようにするための必要な規定を設けます。特に重症心身障がい者については十分に配慮します。

図3 障がい児施設・事業の一元化 イメージ図

(医)とあるのは、医療の提供を行っているもの



**【障がい児通所支援に向けた取組み】**

障がいのある児童にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法に基づく児童発達支援などの事業が平成24年度から創設されることにより、障がい児通所事業所又は障がい児相談支援事業所などの関係機関と連携し、障がいのある児童の継続的な指導・助言や情報提供を行います。

また、障がい児通所事業所又は障がい児相談支援事業所の不足により、当該サービスの利用に弊害が生じないように、関連機関や団体、周辺自治体と連携を取りながら、市内の既存の事業所や施設の活用方法などを検討し、受け皿づくりを支援していきます。

## 2 障がい児通所支援の見込量と今後の方策

### (1) 障がい児通所支援の見込量

#### 児童発達支援

「児童発達支援」は、未就学児に対して、身近な地域で障がいのある児童の支援を行う場となる児童発達支援センターなどの施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

平成24年度以降の利用量の見込みについては、障害者自立支援法の規定により平成23年度まで実施された児童デイサービスの利用実績を参考に、新規事業所の開設や新規利用者の増加を勘案して設定します。

#### 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、学齢期の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供します。

平成24年度以降の利用量の見込みについては、障害者自立支援法の規定により平成23年度まで実施された児童デイサービスの利用実績を参考に、新規事業所の開設や新規利用者の増加を勘案して設定します。

#### 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、保育所などを現在利用中の障がいのある児童又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。

当該サービスの実施については、主に実施する事業所が「児童発達支援センター」が担うこととなっていることから、事業所の設置状況や当該サービスを利用する障がいのある児童の状況により見込量を設定します。

表 5 0 障がい児通所支援の見込量

区 分	単 位	第3期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
児童発達支援	人日分/月	243	258	274
実利用者数	人/月	80	85	90
放課後等デイサービス	人日分/月	16	32	48
実利用者数	人/月	4	8	12
保育所等訪問支援	人日分/月	2	2	2
実利用者数	人/月	1	1	1

## (2) 障がい児通所支援の今後の方策

「障がい児通所支援」は、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

事業の新規開始に伴い、当該サービスを実施する事業所の開拓を含めた受け入れ体制の整備を行うとともに、障がいのある児童にとって身近な地域で支援を受けられるよう制度の趣旨に鑑み、安定的に利用できるよう事業所の確保に努めます。

## 3 障がい児相談支援の見込量と今後の方策

### (1) 障がい児相談支援の見込量

障がい児相談支援の対象者は、平成24年度から3年間をかけ段階的に拡大され、平成26年度までに障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童が障がい児相談支援の対象となります。今後、障がい児通所支援の利用者数及び相談支援事業所や相談支援専門員の増加を考慮し、障がい児支援利用計画が必要な利用者数及び利用量を見込みます。

なお、障がい児入所支援については、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象から除外します。

表5-1 障がい児相談支援の見込量

区 分	単 位	第3期見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障がい児相談支援	人/年	5	9	13

### (2) 障がい児相談支援の今後の方策

「障がい児相談支援」は、障がい児通所支援と併せて新たに児童福祉法の規定に基づき創設されたサービスです。当該サービスは、障がい児通所支援の利用に対し計画策定が必要となったとき、障がい児相談支援事業所がその計画策定を担うこととなることから、当該事業所の新規参入を促進し、障がい児相談支援事業を提供できる事業所の確保に努めます。

また、必要に応じ、守谷市地域自立支援協議会、相談支援機関及びその他関係機関と連携・協力できる体制を構築します。